



スキマタイムズ

もっとお互いを理解するための場や時間を



日本自立生活センター自立支援事業所 2012年12月27日発行 第21号



居場所づくり勉強会 第22弾！ 女性障害者の声を無視しないで！



単に障害者だから、女性だから、というふうに言い切れない、重なっているがゆえに起こる差別があります。障害者だから女性であるということを軽く見られたり、障害があるから抵抗したり逃げたりできない、と思われてしまったり。

一方で、話しにくい、話しても聞いてもらえない、誰に話せばいいかわからない、ということで、その実態がなかなか明るみに出てきませんでした。

現在、国では障害者差別禁止法が、京都府でも障害者の差別を禁止するための条例がつけられようとしています。そのなかで、女性障害者に対する複合差別について考えようとする動きがでてきました。

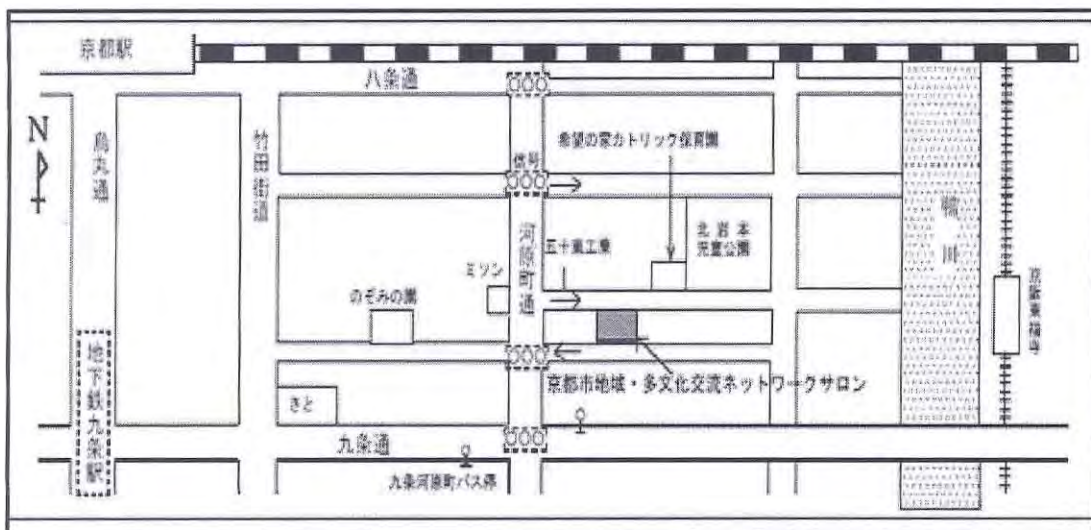
どうしてこのような差別がおきてしまうのか。なぜ、今、女性障害者への差別を考えることが大切なのか。どのような仕組みが必要なのか。国の障害者制度改革推進会議の差別禁止部会の委員である加納恵子さんをお招きし、みんなで考える機会にしたいと思います。今回は時間と場所が普段と異なりますが、どうぞお誘い合わせて起こしてください。

日時：2012年1月15日（火）18:30-20:30

場所：京都市地域・多文化交流ネットワークサロン（京都市南区東九条東岩本町31）
JR京都駅、京都市地下鉄九条駅、京阪「東福寺」から徒歩で各10分～15分です。

講師：加納 恵子さん
関西大学社会学部教授・差別禁止部会委員

参加費：無料
担当：小泉

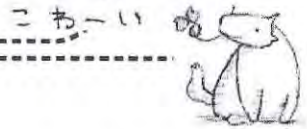


スキマタイムズに対するご意見ご感想をお待ちしています！居場所企画のアイデアも大募集中！！
日本自立生活センター自立支援事業所 編集担当：横川

TEL:075-682-7950 E-mail:jcil-kyoto@jcil.jp HP:http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html

職員紹介

- ①辻本 美貴 (つじもと みき)
- ②2008年11月くらいから
- ③JCILで働いている友人に誘われて
- ④ILクラブ(子ども達が放課後に遊びにこれるフリースペース)コーディネーター・介助
- ⑤A:世界全体の幸福なして、個人の幸福もない。
B:ILクラブの子ども達の成長と自立を見守りたい。
知的障がい者の方への支援もがんばりたい。



- ①宇野 善幸 (うの よしゆき)
- ②2009年6月～
- ③ある方のボランティア介助をやっていたこと、学生時代に仲間とやっていた雑誌にワタナベさんを書いてもらったりしたのがきっかけかな!?
- ④請求・労務・給料など
- ⑤A:くどいかもしれないが、ちゃんと相手に向かってしゃべること。
B:いつか、アジアからヨーロッパを車で旅したい。

職員自己紹介

- ①なまえ
- ②JCILとの関わりはいつから?
- ③きっかけは?
- ④どんな仕事をしていますか?
- ⑤A:大切にしていること
B:これからしたいこと

- ①脇坂 洋一 (わきさか よういち)
- ②01年の東九条マダン
- ③知人の紹介
- ④介助、JCILの活動
- ⑤A:現在の状態を維持すること、継続すること
B:現在の状態を少しでも良い方向に変えていくこと



居場所づくり勉強会 第21弾! 「障害者虐待防止法を考えよう!」報告

11月20日に障害者虐待防止法についてみんなで考えました。



○「障害者虐待防止法」法律の目的＝

障害のある方の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害のある方を擁護する人に対する支援措置を講ずること。

○虐待の種類

虐待にはいろんな種類があります。なぐるけるだけが虐待ではなく、暴言をあげたりひどくしかったりすることは心理的虐待、もう知らんわといって長時間放置するのも虐待にあたります。以下の5つが虐待としてあげられています。

- ①身体的虐待。②性的虐待。③心理的虐待。④放棄・放任。⑤経済的虐待。

○虐待を見かけたら、すべての人に通報義務があります。見かけたら、福祉事務所または保健所へ連絡してください。

○法の対象となる虐待者

養護者、障害者福祉施設従業者など、使用者

今回の勉強会の中では、法律の内容とともに、何故、虐待がおこってしまうのか?虐待に陥りやすい環境や理由について目を向けないといけない。ということ事例などをあげて話し合われた。環境などにより、自分自身も、加害者、被害のどちらにもなり得る危険性があることがわかった。

勉強会にてあげられた事例は、施設入所者が長年、自立生活を望んできたが、兄弟からの強い、反対を受け、施設から出れない状況にある方の話。

母親と二人で長年地域で暮らしていたが、母親が病気で入院をしたことで、施設に入れられてしまった知的障害の方の話などがあげられた。

この二つの事例とも、支援者から虐待の通報があり、行政がなんらかのかたちで動いた。それで、多少なりとも事態の改善が見られた。

障害者の権利擁護、権利の確立のために、この虐待防止法も有効に活用されたら、と思う。

(小泉浩子)

総合支援法に変わるよ！ えっ、ほんま？ Part+17

自立生活満喫中のリツコさん
でもあんまり難しい話は苦手…



うわー。自民党が、前回より得票数へらしたのに、選挙で圧勝してしもたね。これからどうなるんやろ～？

③の差別禁止法がまだ制定されてへんねんな。

政権代わったから、どうなるんやろねー。

「共生社会」の実現って、きれいごととしてもしょうがないから、問題はその中身やんね。

そら、重要やわ。うちらも、どんな法律ができるのか、ちゃんと勉強せんと。

うわ～。やることたくさんあるわ！
けど、がんばらんとあかん。

差別禁止法のことと、総合支援法のことも聞けるんだね。よし、いこう！

障害者制度改革について
勉強中のタクオさん
小難しいこともやさしく(?)解説



ほんまやね。小選挙区の悪いところが出たかもね。ともあれ、2009年に民主党が政権をとったときから、今の障害者制度改革がはじまった。

- ① 障害者基本法の改正 (2011年)
 - ② 自立支援法の廃止、新法の制定 (「総合支援法」(2012)に変わったね。)
 - ③ 差別禁止法の制定
- こういう流れの予定だった。だけど…

そう。内閣府の差別禁止部会で「部会意見」は提出されたけど、法案はまだ出てきてない。今度の春に提案されて、審議される予定なんだけど。

うん。なかなか不透明な部分が多いね。民主党政権のときよりは消極的になると思うから、心配。でも、差別禁止法の目指す、「共生社会」の実現については、どの党も賛成だよ。

そうそう。ちゃんと、障害者差別についての一定のルールづくりを定めた法律をつくれるかどうか。形式的にだけでなく、実質的に、障害者の社会参加を実現させるような法律、他の人々と平等に地域生活を営めるようにする法律、そうしたものができるかどうか。

うん。まずは差別禁止法の動向に注目！それから、京都府でも差別禁止のための条例づくりが活発化してるよ。それも注目！

うん。ぼくもがんばる！そういえば、今度1月10日(木)京都テルサで、差別禁止法や総合支援法についての全関西集会があるよ。内閣府から、制度改革担当室長の東俊裕さんもこられるよ！

(詳しくは次のページに→)

ワークス健康講座

JCILのワークス共同作業所では、冬の感染症対策について看護師の西田さんを招いて健康講座を開催します。事業所の利用者さん、介助者さんも、一緒に参加して勉強することができます。

現在ワークス共同作業所では体調を崩している人が続出しています。気温が低く、雪混じりの天気などは、車の乗り降りはもちろん、車いすで来る人にとっても厳しい環境です。また自立生活をしている人にとっても、自分で体調を維持することが難しい季節です。そんな毎日をどのようなことに気をつけて生活すればよいか、「やばい」と思ったときに自分でできる対策等をお聞きしたいと思います。

日時：2013年1月22日(火) 15:00～(30分程度)

場所：ワークス共同作業所 松の間
(自立支援事業所の建物1階)

講師：西田美紀さん
看護師

テーマ：冬の感染症について

参加費：無料



こころとからだをすっきり!

ヨガタイム

季節の変わり目、ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか? ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。その日の身体がどんなふうにくるかに動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感もやわらぎます。ぜひ参加してみてください!

講師は石田久美さんです。

★ヨガ: 全身をうごかすヨガ

日時: 1月18日(金)

18:15-19:30 (OPEN18:00)

場所: 油小路事務所2F

持ち物: 動きやすい服装・タオル・飲み物

参加費: 無料

*このヨガクラスは、JCIL自立支援事業所の利用者と家族・介助者を対象にしています。

みんなの手でつくろう! あたりまえのくらしを!

「障害者総合福祉法骨格提言」の完全実現と「障害者差別禁止法」の制定をめざす全関西集会

私達関西各府県の障害者とその家族及び支援者は今年2月29日に「障害者総合福祉法(仮称)」の制定と「障がい者制度改革推進会議」の総合福祉部会がまとめた「骨格提言」の完全実現を求め、京都テルサで集会と行動を行い、1000人以上のなかまが集まりました。

今年成立した「総合支援法」では、「骨格提言」の内容がごく一部盛り込まれてはいるものの、多くの重要な課題が「今後検討」となっており、具体的な議論はまさにこれからです。介護保険との統合問題や、グループホームのありかた等、解決していかなくてはならない課題はたくさんあります。

一方で、「障害者差別禁止法」の施行に向けた議論もはじまりました。障害者があたりまえにくらすために、差別のない社会づくりがどう進められるのか、この法律は非常に重要です。政局の混迷もあって、障害者が地域であたりまえにくらすために重要な「総合支援法」や「障害者差別禁止法」の検討は、楽観視できない状況になっています。

今一度、関西から、障害者から、全国に向けて声を挙げていきたいと思えます。

お忙しい中ですが、ご参加をよろしくお願いいたします。

日程 2013年1月10日(木)

時間 13:00～15:30(会場12:30)

場所 京都テルサ西館(京都府民総合交流プラザ)

(京都市南区東九条下殿田町70番地 新町通九条下ル 京都府民総合交流プラザ内)

資料代 500円

内容 第一部「総合支援法と差別禁止法制の現状と課題」
講師 東 俊裕さん(内閣府)

第二部「当事者・家族・支援者からのアピール」

集会の後デモがあります 16:00～17:00

◆手話通訳、要約筆記、点字資料あり

◇主催:

「総合福祉法骨格提言」の完全実現と「障害者差別禁止法」の制定をめざす全関西集会実行委員会

◇お問い合わせ: 大阪障害者フォーラム(ODF)事務局[障大連]

電話 06-6779-8126 FAX 06-6779-8109

◇後援 日本障害者フォーラム(JDF)

